

試案からの主な変更点

No.	ページ	章	項目名	新	旧	変更の理由
1	2	第2章	基準病床数	<p>第3節</p> <p>2 基準病床数</p> <p>(1) 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床数</p> <p>二次保健医療圏における療養病床及び一般病床の基準病床数を医療法施行規則第30条の30第1項に規定する算定方法(以下、算定基準という。)等により、次表のとおり定めます。</p> <p>ただし、今後、千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療圏では、高齢者人口の増加により入院需要が大きく伸びることが見込まれ、令和7年における病床数の必要量(必要病床数)は、既存病床数を大きく上回っています。このため、今後の入院需要の増加に適切に対応していくとともに、令和7年までの地域医療構想の実現に向け、追加的な病床整備を図ることとし、これらの保健医療圏における基準病床数については、厚生労働大臣へ協議を行い、その同意を得られた数を基準病床数としています。(医療法施行令第5条の2第2項)</p> <p>ア 算定の考え方</p> <p>令和7年の地域医療構想の実現に向け、早期の病床整備着手により確実な病床確保を期すため、令和7年までの必要病床数の確保を目指します。</p> <p>イ 基準病床数の算定</p> <p>基準病床数=必要病床数-職域等の病床数</p> <p>(図表1-3-3-2-1 略)</p> <p>また、有床診療所の療養病床及び一般病床については、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に該当する場合、千葉県医療審議会の意見を聴いて、知事が必要と認める場合は、届出により病床を設置することができます。</p>	<p>第3節</p> <p>2 基準病床数</p> <p>(1) 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床数</p> <p>二次保健医療圏における療養病床及び一般病床の基準病床数を医療法施行規則第30条の30第1項に規定する算定方法(以下、算定基準という。)等により、次表のとおり定めます。</p> <p><u>千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療圏における基準病床数については、厚生労働大臣へ協議を行い、その同意を得られた数を基準病床数としています。(医療法施行令第5条の2第2項)</u></p> <p>(図表1-3-3-2-1 略)</p> <p>また、有床診療所の療養病床及び一般病床については、平成30年4月1日から改正後の医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に該当する場合、千葉県医療審議会の意見を聴いて、知事が必要と認める場合は、届出により病床を設置することができます。</p>	<p>「(1) 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床数」及び「(2) 特例による加算(医療法施行令第5条の2第2項)」を整理し、分かりやすい構成に修正しました。</p>
3	19	第4章	指標	<p>【高齢者(60歳以上)の社会参加の促進(就業または何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加)】</p> <p>令和5年度(目標年度)</p>	<p>【高齢者(60歳以上)の社会参加の促進(就業または何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加)】</p> <p>令和4年度(目標年度)</p>	千葉県保健医療計画及び高齢者保健福祉計画の目標年度に合わせました。